

審 査 基 準

年 月 日作成

| |
|--|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 拠 条 項：第9条の10第2項 |
| 処 分 の 概 要：射撃練習を行う資格の認定 |
| 原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会） |
| 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第11号、同第3項・第4項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項、第4項・第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の10第2項・第3項（射撃練習） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条（空気銃又は猟銃を所持しようとする者についての推薦）、同第5条の4（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第5条の5（政令で定める罪）、同第5条の7（ライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第4条（申請書の様式等）、同第4条の2第1項（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 |
| 審 査 基 準：別紙のとおり |
| 標 準 処 理 期 間：30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。 |
| 申 請 先： |
| 問 い 合 わ せ 先： |
| 備 考： |